

○高知市建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則

平成14年5月27日
規則第73号

(趣旨)

第1条 この規則は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号。以下「法」という。)の施行に関し、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令(平成12年政令第495号)及び特定建設資材に係る分別解体等に関する省令(平成14年国土交通省令第17号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象建設工事の届出)

第2条 法第10条第1項及び第2項の規定により対象建設工事の届出を行おうとする者は、省令に定める届出書2通に關係書類を添えて市長に届け出なければならない。

(立入検査をする職員の身分証明書)

第3条 法第43条第2項に規定する証明書は、別記様式によるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成14年5月30日から施行する。

(春野町の編入に伴う経過措置)

2 春野町の編入(以下「編入」という。)の際現に効力を有する高知県知事に対して法第10条第1項及び第2項の規定に基づきされた届出のうち、編入の日以後において、市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、第2条の規定に基づきされたものとみなす。

附 則(平成20年1月1日規則第12号)

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定及び附則第3項の規定は、平成20年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の高知市建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則別記様式(裏)の規定は、平成18年4月1日から適用する。

(経過措置)

3 第2条の規定による改正前の高知市建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則の規定に基づく様式は、同条の規定による改正後の高知市建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則の規定に基づく様式にかかわらず、当分の間、なお使用することができる。

附 則(平成21年4月1日規則第37号)

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式

第43条 都道府県知事は、特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の適正な実施を確保するために必要な限度において、政令で定めるところにより、その職員に、対象建設工事の現場又は対象建設工事受注者の営業所その他営業に関係のある場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第7章 罰則

第51条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

(1)～(5) 略

(6) 第43条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令（抜粋）

(市町村の長による事務の処理)

第8条 法に規定する都道府県知事の権限に属する事務であつて、建築主事を置く市町村又は特別区の区域内において施工される対象建設工事に係るもののうち、次に掲げるものは、当該市町村又は当該特別区の長が行うこととする。この場合においては、法の規定中当該事務に係る都道府県知事に関する規定は、当該市町村又は当該特別区の長に関する規定として当該市町村又は当該特別区の長に適用があるものとする。

(1)～(5) 略

(6) 法第43条第1項の規定による立入検査に関する事務（特定建設資材に係る分別解体等の適正な実施を確保するために必要なものに限る。）

2～3 略

4 法に規定する都道府県知事の権限に属する事務であつて、地方自治法第252条の19第1項に規定する指定都市若しくは同法第252条の22第1項に規定する中核市又は異市、大牟田市若しくは佐世保市（以下「指定都市等」という。）の区域内において施工される対象建設工事に係るもののうち、次に掲げるものは、当該指定都市等の長が行うこととする。この場合においては、法の規定中当該事務に係る都道府県知事に関する規定は、当該指定都市等の長に関する規定として当該指定都市等の長に適用があるものとする。

(1)～(4) 略

(5) 法第43条第1項の規定による立入検査に関する事務（特定建設資材廃棄物の再資源化等の適正な実施を確保するために必要なものに限る。）

11センチメートル

8.5センチメートル